

大阪市会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和 7 年 3 月 31 日

市会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和 7 年大阪市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(請負状況等報告書及び訂正届)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の請負状況等報告書（以下「報告書」という。）は、第 1 号様式によるものとする。

2 条例第 2 条第 2 項の訂正届は、第 2 号様式によるものとする。

(報告書及び訂正届の閲覧)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定による閲覧は、報告書を提出すべき期限から起算して 30 日を経過する日の翌日から、市会事務局長が指定する場所において、市会事務局長が指定する時間中にすることができる。

2 閲覧に係る報告書及び訂正届（以下「報告書等」という。）は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第 4 条 条例第 2 条第 1 項に規定する報告書の提出の期限が、大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第 42 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第 3 条第 1 項の規定により閲覧を開始する日（以下この項において「閲覧

開始日」という。)が、市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもって
閲覧開始日とみなす。

(施行の細目)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、市会事務局長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行し、同日に始まる会計年度における
請負から適用する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

大阪市会議長 様

大阪市会議員 _____

請負状況等報告書

大阪市会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結 年月日	請負の対象とする役務、 物件等	契約金額 (単価契約である場合はその旨)	昨年度(会計年度)において支払を受けた 総額 ①
		円	円

①の合計額	円
-------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

大阪市会議長 様

大阪市会議員 _____

訂正届

大阪市会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 2 条関係）